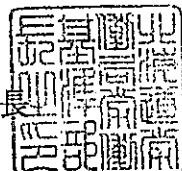


北労基発 0729 第 3 号
令和 3 年 7 月 29 日

建設工事発注機関各位

北海道労働局労働基準部長



令和 3 年度建設工事着工期労働災害防止運動の実施結果等について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

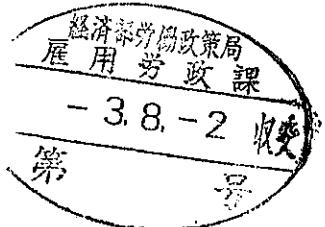
さて、北海道内の建設業における令和 3 年の労働災害発生状況は、令和 3 年 6 月末現在の速報値をみますと、死亡件数は前年同期の同数である 6 件となり、全産業の死亡件数 18 件のうち 33.3% を占め、死亡労働災害発生状況を業種別に見ると、依然として建設業の占める割合が高い水準にあり、建設業について、なお一層の労働災害防止対策を推進することが求められています。

このような状況から建設業における、労働災害防止対策の徹底を図るため建設工事現場が動き出す 4 月から 6 月の着工期に安全衛生教育の充実、安全衛生管理体制の再確認及び安全意識の定着を最重点とした「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開しましたが 6 月に北海道内で建設業に関連する死亡労働災害が 4 件発生し、その中には道内での暴風雨等における作業での死亡労働災害が 2 件発生しております。また、7 月においても墜落・転落する死亡労働災害等が 4 件発生していることから、建設工事着工期労働災害防止運動の各種取組結果、死亡労働災害事例及び対策等について、別添の資料を作成しましたので新型コロナウイルス感染拡大防止対策、熱中症対策にも十分に御配慮された上で、貴機関が発注される工事の受注者、傘下の関係団体等に周知いただき、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

- リーフレット等は、北海道労働局ホームページに掲載しております。

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 建設業の労働災害防止について

- ・ 令和 3 年度建設工事着工期労働災害防止運動結果
- ・ 土石流による労働災害防止のためのガイドラインの策定について
- ・ 台風の被害による災害復旧工事を施工するみなさまへ



- ・斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン
- ・強風・大雨・大雪・地震等の際の足場の点検について

担当 北海道労働局労働基準部安全課
主任安全専門官 富塚 豊
電話(代)011-709-2311 内線 3551